

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
関係政令の整備に関する政令案要綱

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。

1. 修正申告書及び更正請求書について、納税申告等をした税関長に提出しなければならない旨を明確化することとする。(関税法施行令第4条の16及び第4条の17関係)
2. 特定輸出者、特定委託輸出者及び特定製造貨物輸出者の輸出申告手続等について規定の整備を行うとともに、特例輸入者及び特例委託輸入者の輸入申告手続等を規定することとする。(関税法施行令第59条の7及び第59条の20等関係)
3. 輸出申告又は輸入申告の特例を適用しない貨物として、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第6条の規定により輸出され、又は輸入される貨物を規定することとする。(関税法施行令第59条の8及び第59条の21関係)
4. 郵便物以外の貨物に係る税関長の権限は、財務大臣が指定する税関官署の長には委任されない旨を規定することとする。(関税法施行令第92条等関係)
5. 関税等の軽減、免除又は払戻し等を受けるための書類の提出先について規定の整備を行うこととする。(関税定率法施行令第1条等、関税暫定措置法施行令第23条等、相殺関税に関する政令第15条及び不当廉売関税に関する政令第19条等関係)
6. 認定通関業者が通関業務を行う営業所を新たに設けようとする場合の届出の手続を規定することとする。(通関業法施行令第2条関係)
7. 通関業務を行う営業所に設置しなければならない通関士の要件を変更するとともに、通関士の設置に係る地域の指定を廃止することとする。(通関業法施行令第4条、第5条及び別表関係)
8. 通関業法に規定する財務大臣の権限のうち、税関長に委任する権限を規定することとする。(通関業法施行令第14条関係)
9. その他所要の規定の整備を行うこととする。
10. この政令は、関税定率法等の一部を改正する法律(平成28年法律第16号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行することとする。